

○教育センター条例施行規則

昭和32年4月1日

教育委員会規則第2号

改正 昭和39年6月15日教育委員会規則第2号

昭和45年4月1日教育委員会規則第4号

昭和47年4月1日教育委員会規則第1号

昭和51年5月1日教育委員会規則第4号

昭和63年6月16日教育委員会規則第11号

平成11年4月12日教育委員会規則第2号

平成15年4月1日教育委員会規則第10号

平成16年3月31日教育委員会規則第3号

平成17年3月31日教育委員会規則第1号

平成18年3月31日教育委員会規則第8号

平成19年3月27日教育委員会規則第1号

平成21年3月31日教育委員会規則第7号

平成23年4月1日教育委員会規則第8号

平成24年8月30日教育委員会規則第15号

平成27年3月30日教育委員会規則第16号

第1条 この規則は、教育センター条例（昭和32年豊中市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 教育センター（以下「センター」という。）に所長を置く。

2 センターに副所長を置くことがある。

3 所長及び副所長は、上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 センターに係を置くことがある。

5 係に係長を置く。

6 係長は、上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 特定の業務を分掌させるため必要があるときは、主幹、副主幹、主任、主査又は主事その他必要な職員（次項において「主幹等」という。）を置くことがある。

8 主幹は、上司の命を受け、担当事務を処理する。この場合において、主幹は、当該事務に従事する職員を指示することができる。

9 副主幹，主任，主査又は主事その他必要な職員は，上司の命を受け，担当事務を処理する。

第3条 センターの分掌業務は，次のとおりとする。

- (1) 学校教育の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育資料の収集，保管及び利用に関すること。
- (3) 教科書センターに関すること。
- (4) 教職員の研修に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 情報教育に関すること。
- (6) 科学教育に関すること。
- (7) 教育情報の発信に関すること。
- (8) 市民対象の教育に関する講座に関すること。

第4条 この規則の施行について必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和39年6月15日教育委員会規則第2号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日教育委員会規則第4号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日教育委員会規則第1号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和51年5月1日教育委員会規則第4号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月16日教育委員会規則第11号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月12日教育委員会規則第2号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日教育委員会規則第10号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日教育委員会規則第3号）

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月30日教育委員会規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の教育センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の規定により委嘱された委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）にこの規則による改正後の教育センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定により指名され、又は委嘱された委員とみなす。この場合において、その指名され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の規則第7条の規定にかかわらず、施行日における改正前の規則第7条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。